

中間検査及び完了検査実施要綱

申請者 各位

令和6年7月30日更新
株式会社 確認検査機構トラスト

このたび、検査業務の適正化を図るため、以下の要領で各手続きを実施いたします。特定行政庁による指導のもと、従来より書類の提出期限が厳密になりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

記

中間検査・完了検査の申請時に必要な提出書類は次表によります。

検査の種別	1、申請書(第1～4面)、委任状	2、工事監理報告書(大阪府内)	3、地盤調査報告書	4、基礎構造関係資料	5、鉄骨構造関係資料	6、その他必要資料
木造 1, 2F 中間検査	○	○	○ ※1	○ ※1		○
木造 1, 2F 完了検査	○	○		○ ※1		○
木造 3F 中間検査	○	○	○	○		○
木造 3F 完了検査	○	○		○		○
鉄骨造 中間検査	○	○	○	○	○	○
鉄骨造 完了検査	○	○		○		○
R C 造 中間検査	○	○	○	○		○
R C 造 完了検査	○	○		○		○

※1 法第6条第1項第四号に該当する建築物を除く

上記書類の提出期限

- 「1 申請書、2 工事監理報告書、3 地盤調査報告書」は検査予定日の**2営業日前まで**に提出のこと。
- 「4 基礎構造資料、5 鉄骨構造資料、6 その他」は**検査日まで**に提出又は提示のこと。

備考

上記書類が未提出の場合、合格証および検査済証の交付ができません。行政への報告対象となり、工事が中断されますのでご注意ください。